

～賃貸住宅のオーナー、不動産事業者の皆様へ～

セーフティネット住宅で 見守りサービスを始めてみませんか？

横浜市では、単身高齢者の民間賃貸住宅への入居促進及び居住支援の充実化を図るため、セーフティネット住宅[※]へ入居した単身高齢者が利用する見守りサービスの利用料を補助する「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」を実施しています。

※セーフティネット住宅とは、高齢者や子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として横浜市に登録された民間賃貸住宅のことです。

事業概要

セーフティネット住宅に入居する単身高齢者を対象に「簡単・安心・安価」な見守りサービスを提供する見守りサービス事業者に対し、横浜市がサービス利用料の一部を補助します。

(1) 実施期間：令和2年12月1日から令和4年3月31日まで

(2) 補助対象となる見守りサービス

別紙「見守りサービス一覧」に掲載されている見守りサービス

この事業を活用したい場合は…

・まずは、一覧にある見守りサービスのうち、

導入したいサービスを行っている見守りサービス事業者に連絡してください。

補助金の手続きは見守りサービス事業者が行います。

・補助を行うためには、セーフティネット住宅に登録する必要があります。

登録は、国のホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」から簡単に申請できます。(電子申請)

セーフティネット住宅情報提供システム

検索



**登録は無料！
1戸単位で登録できます！**

※この事業を活用した場合、モデル事業の効果検証を行うため、住宅の管理者及び入居者の皆様には、アンケート等による調査のご協力をお願いいたします（調査は見守りサービス事業者が実施します）。

お問い合わせ先

横浜市建築局住宅部住宅政策課

電話番号 045-671-4121 FAX 045-641-2756

メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp